

建設省厚契発第22号
建設省技調発第19号
建設省営監発第19号
平成10年3月27日

各地方建設局総務部長
企画部長
営繕部長

）あて

建設大臣官房地方厚生課長
建設大臣官房技術調査室長
建設大臣官房官庁営繕部監督課長

「低入札価格調査制度対象工事に係る監督体制等の強化について」の
一部改正について

「低入札価格調査制度対象工事に係る監督体制等の強化について」（平成6年3月30日付け建設省厚発第126号、建設省技調発第72号、建設省営監発第13号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺憾のなきよう措置されたい。

なお、本改正については、建設大臣官房会計課長とも協議済みであるので、念のため申し添える。

記

4中「調査の結果、調査の対象者が落札した場合においては」を「低入札価格調査の対象となった入札については」に、「低入札価格調査制度対象工事」を「低入札価格調査実施」に改める。

附 則

この通達は、平成10年4月1日から適用する。